

公園等境界確認の手続きフロー

1. 申請者から、次の書類を提出

- ①国立市公園等境界確認願
- ②現地案内図
- ③現況実測平面図
- ④地図（公図）の写し 各2部
- ⑤印鑑証明書
- ⑥資格証明書（法人の場合）
- ⑦相続を証する書面（相続の場合）
- ⑧土地所有者調書
- ⑨土地登記簿抄本又は全部事項証明書（土地）
- ⑩地籍測量図（隣接地含む）
- ⑪その他参考資料
- ⑫委任状（本人以外が申請する場合）



2. 確認

- ・地籍測量図、道路（水路）境界確定図等をもとに境界を確認。



3. 申請者から、次の書類を提出

- ①承諾書
- ②国立市公共用地境界図：必要部数 A2（2枚）、A3（1枚）、データ（PDF）

- ・隣接の所有者の立会いを必要とする場合には、申請者が責任をもって立会いをおこなう
申請者以外が所有する土地については、その所有者（境界点を確認する点に隣接する方々
全員）からの承諾書（認印可）も必要となる。



4. 国立市の決裁



5. 境界確定通知書及び国立市公共用地境界図（公印有）を申請者に交付